

第6章. 健全性診断

6-1. 健全性の診断について

本業務では「道路橋定期点検要領（平成31年2月 国土交通省 道路局）」に規定される健全性の診断を合わせて行う。具体的には以下の2点について点検対象橋梁の健全性を診断するものである。

- ①部材単位の健全性の診断
- ②道路橋毎の健全性の診断

また、健全性診断の結果は、上記点検要領が示す点検表記録様式に倣い、様式1及び様式2を作成し、これに記録しなければならない。

6-2. 部材単位の健全性の診断

(1) 健全性の診断区分

部材単位の健全性の診断は「道路橋定期点検要領（平成31年2月 国土交通省 道路局）」（以下、道路橋要領）および「橋梁定期点検要領（平成31年3月 国土交通省 道路局 国道・技術課）」（以下、国道・技術課要領）、「山梨県橋梁点検要領（令和元年7月 山梨県国土整備部）」（以下、山梨県要領）で下表の通り判定区分が定められている。

区 分		状 態
I	健 全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

※国道・技術課要領p.27 表-7.1、山梨県要領p.26 表-4.4

なお、国道・技術課要領および山梨県要領では、I～IVの判定について、下記のように解説しているため、本業務の健全性診断はこれに倣うものとする。

【解説】

「健全性の診断」と「対策区分の判定」は、あくまでそれぞれの定義に基づいて独立して行うことが原則であるが、一般には次のような対応となる。

- 「I」：A, B
- 「II」：C 1, M
- 「III」：C 2
- 「IV」：E 1, E 2

※国道・技術課要領p.27、山梨県要領p.26より抜粋

(2) 健全性の診断単位

部材単位の健全性の診断は、少なくとも下表に示す評価単位毎に区別して行う。

上部構造			下部構造	支承部	その他
主桁	横桁	床版			

※道路橋要領p. 13 表-1

(3) 変状の種類

部材単位の健全性の診断は、少なくとも下表に示す変状の種類毎に行う。

材料の種類	変状の種類
鋼部材	腐食、亀裂、破断、その他
コンクリート部材	ひびわれ、床版ひびわれ、その他
その他	支承の機能障害、その他

※道路橋要領p. 14 表-2

6-3. 道路橋毎の健全性の診断

道路橋毎の健全性の診断は、国道・技術課要領および山梨県要領で下表の通り判定区分が定められている。

区 分		状 態
I	健 全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

※国道・技術課要領p.28 表-7.2、山梨県要領p.27 表-4.5

また、道路橋要領および国道・技術課要領、山梨県要領に記載されている解説をまとめると下記の通りとなる。

【解説】

「道路橋毎の健全性の診断」の単位は以下を基本とする。

- ①道路橋種別毎に1橋単位とする。
- ②道路橋が1箇所において上下線等分離している場合は、分離している道路橋毎に1橋として取り扱う。
- ③行政境界に架設されている場合で、当該道路橋の道路管理者が行政境界で各々異なる場合も管理者毎ではなく、1つの道路橋として1橋と取り扱う。（高架橋も同じ）

道路橋毎の健全性診断は、道路橋単位で総合的な評価を付けるものである。

部材単位の健全度が道路橋全体の健全度に及ぼす影響は、構造特性や架設環境条件、当該道路橋の重要度等によっても異なるため、対策区分の判定結果及び所見、あるいは6-2.の「部材単位の健全性の診断」の結果なども踏まえて、道路橋単位で判定区分の定義に則って総合的に判断する。

一般には、構造物の性能に影響を及ぼす主要な部材に着目して、最も厳しい健全性の診断結果で代表させることができる。

※道路橋要領p.3および国道・防災課要領p.28、山梨県要領p.27を参照

ここで、主要な部材とは、部位・部材のうち、損傷を放置しておくで橋の架け替えも必要となると想定される部材で、本業務においては基本的に以下の部材を主要な部材として扱うものとする。

- ・「床版」
- ・「主構（主桁、縦桁、横桁）」
- ・「下部工（躯体、基礎）」
- ・「支承部（本体、沓座モルタル、台座コンクリート、落橋防止）」

6-4. 健全性の診断方法

前述した6-1～6-3の内容をまとめると下表の通りとなる。

本業務では国道・技術課要領および山梨県要領が示す以下の内容に基づき健全性診断を行い、合わせて国交省指定の様式1、様式2を作成するものとする。

表-1 対策区分と健全性診断区分の対応表

対策区分の判定		健全性の診断 (部材毎および橋梁毎に診断を行う)		
判定区分	判定の内容	診断区分		定義
A	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行なう必要がない。	I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
B	状況に応じ補修を行なう必要がある。			
M	維持工事に対応する必要がある。	II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
C1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行なう必要がある。			
C2	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行なう必要がある。	III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。	IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。
E2	その他、緊急対応の必要がある。			
S1	詳細調査の必要がある。	詳細調査を行わなければ、I～IVの判定が適切に行えない場合、その旨を記録するとともに、速やかに詳細調査を行い、その結果を踏まえてI～IVの判定を行う。また、点検時にうき・剥離等があった場合は、第三者被害予防の観点から応急的に措置を講じたうえで上記I～IVの判定を行う。		
S2	追跡調査の必要がある。			

※「対策区分の判定」と「健全性の診断」は、あくまでそれぞれの定義に基づいて独立して行うことが原則であるが、一般には上記のような対応となる。

表-2 山梨県要領による部材区分と健全性診断の対応表

部材区分(山梨県要領)			健全性診断(国交省 様式1)	
部材区分	工種	部材	部材毎の健全性診断	道路橋毎の健全性診断
主要部材	上部構造	主桁	I～IV	※主要部材の最も厳しい健全性診断の結果で代表する
		縦桁		
		横桁		
		床版		
	下部構造	躯体	I～IV	
		基礎		
	支承部	本体	I～IV	
沓座モルタル				
台座コンクリート				
落橋防止				
その他	路上	高欄・防護柵	I～IV	
		地覆・縁石		
		舗装		
		伸縮装置		
		照明施設		
	排水施設	排水ます		
		排水管		
	点検施設			
	添架物			
	袖擁壁			

令和元年度 橋梁点検結果一覧表

管理番号	橋梁番号	橋梁名	路線名	架設年	橋長(m)	幅員(m)	桁下高さ(m)	橋梁形式	橋梁種別	調査方法	損傷状況※1														健全性の診断		備考
											主要部材						二次部材								部材毎最大(判定区分)	橋梁毎※3(判定区分)	
											床版	主桁(主構)	主桁以外	下部工	支承	落橋防止	防護柵・高欄	地覆・緑石	舗装	伸縮装置	照明	排水施設	その他				
1	0000070	久保坂2号橋	五ヶ堰線	不明	3.51	20.06	1.15~0.85	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	7-B、23-B			23-B			5-B、23-B	23-B							I	I	
2	0000080	久保坂3号橋	五ヶ堰線	不明	4.31	8.00	1.40	単純RC床版橋	床版橋	地上	7-B、23-B			23-B			5-B、23-B		17-M						II	I	17その他(路面土砂堆積)
3	0000090	花咲橋	側道川茂小形山線	不明	2.43	3.02	0.4~0.6	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ									17-M						II	I	17その他(路面土砂堆積)
4	0000120	瑞雲橋	瑞雲寺線	不明	3.80	4.36	1.00	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	7-C1						7-A	15-B							II	II	
5	0000180	中谷橋	川茂堀ノ内線	不明	3.69	8.88	1.80	単純RC床版橋	床版橋	地上	20-B、23-B						23-B								II	II	17その他(根株の露出)
6	0000190	中谷2号橋	川茂堀ノ内線支線3号	不明	2.10	9.43	1.30	ボックスカルバート	溝橋	地上	8-B、11-B						6-C1		5-A、17-B	6-B、8-B、23-M					II	II	17その他(不法占拠)
7	0000330	菅野小橋	菅野日影線	不明	2.59	5.16	0.80	単純RC床版橋	床版橋	地上	23-B						23-B		15-B、17-M						II	I	17その他(路面土砂堆積)
8	0000340	井倉環状1号橋	井倉環状線	不明	2.20	4.95	0.70	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	7-C1、23-B						5-A	23-B	17-M						II	II	17その他(路面土砂堆積)
9	0000410	樋の口2号橋	馬場中道線	不明	4.93	4.86	3.30	単純RC床版橋	床版橋	梯子				23-B					1-B、3-M、5-B、23-B	6-A、7-B、8-B	14-M				II	I	
10	0000420	鈴山2号橋	虻ノ宮線	不明	2.20	4.52	2.30	単純RC床版橋	床版橋	梯子	7-B、23-B						5-A								I	I	
11	0000430	鈴山3号橋	虻ノ宮線	不明	2.25	4.53	2.20	単純RC床版橋	床版橋	梯子	7-C1、11-A						26-B								II	II	
12	0000450	上手2号橋	上手環状線	不明	4.00	4.00	2.00	単純鋼床版橋	床版橋	地上							6-C1、23-C1		5-B、23-B	12-B					II	II	
13	0000530	けいごや2号橋	高畑三ツ峠線	不明	4.06	4.20	1.40	単純RC床版橋	床版橋	地上	7-A、8-B、11-B、23-B						23-B		5-A						II	I	17その他(路面土砂堆積)
14	0000540	高畑1号橋	高畑三ツ峠線	不明	3.54	3.88	0.6~1.5	単純RC床版橋	床版橋	地上	7-B、12-B									23-B	14-B、17-M				II	I	17その他(路面土砂堆積)
15	0000550	高畑2号橋	高畑三ツ峠線	不明	4.12	3.98	1.50	単純RC床版橋	床版橋	地上	23-B									23-B	17-M				II	I	17その他(路面土砂堆積)
16	0000560	高畑3号橋	高畑三ツ峠線	不明	4.06	3.92	1.60	単純RC床版橋	床版橋	地上	7-B									23-B	14-B、17-M				II	I	17その他(路面土砂堆積)
17	0000570	高畑3号橋2号	高畑三ツ峠線	不明	4.10	3.90	1.60	単純RC床版橋	床版橋	地上	7-B、12-B									23-B	17-M				II	I	17その他(路面土砂堆積)
18	0000600	剣橋2号	大野線	不明	4.11	4.60	2.00	単純RC床版橋	床版橋	地上	17-B			23-B					5-B、23-B	7-B	15-B				I	I	17その他(落書き)
19	0000660	大幡2号橋	八ツ口馬塚線	不明	3.58	2.90	1.00	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	7-B			6-B、8-B											I	I	
20	0000760	ヨイチボリ橋	院辺羽根子線	不明	4.94	4.46	2.40	単純RC床版橋	床版橋	梯子			5-B								14-B				I	I	
21	0000770	柿沢橋	院辺羽根子線	不明	2.65	4.69	2.00	単純RC床版橋	床版橋	梯子	12-B、23-B									23-B					I	I	
22	0000780	生出橋	生出中学校線	不明	2.88	4.30	0.60	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	7-B、23-B										7-A	14-B			I	I	
23	0000790	生出2号橋	四日市場キツネ森線	不明	2.35	1.90	0.70	単純RC床版橋	床版橋	地上										23-B	14-M				II	I	
24	0000800	赤坂橋	栄町四日市場線	不明	3.50	6.37	0.60	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ				6-B、8-B						7-B、23-B	17-B、20-B				I	I	17その他(目地材などのずれ、脱落)
25	0000810	火見橋	赤坂線	不明	2.40	2.50	0.90	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	8-B、11-A			6-B、7-B、8-B、23-B							15-B				I	I	
26	0000820	小倉橋	小倉線	不明	3.60	3.98	1.70	ボックスカルバート	溝橋	地上	11-B								5-A、23-B		14-B				I	I	
27	0000830	小倉2号橋	小倉線	不明	3.48	4.98	1.60	単純RC床版橋	床版橋	地上	11-C1			23-B											II	II	
28	0000860	新明2号橋	長者町姥沢線	不明	2.26	4.68	0.60	単純RC床版橋(鋼板型枠)	床版橋	ホールカメラ	1-C1、5-C1、8-B			6-B	23-B										II	II	
29	0000870	徳重橋	道生堀鷹ノ鼻線	不明	3.58	4.16	0.60	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	23-B									23-B	15-B、17-B、17-B				I	I	17その他(路面土砂堆積、舗装の摩耗)
30	0000880	道生橋1号	道生堀重徳線	不明	3.80	4.20	0.70	ボックスカルバート(2連)	溝橋	ホールカメラ	8-B、11-A										14-B				I	I	
31	0000890	道生橋2号	道生堀重徳線	不明	3.22	5.76	0.60	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	12-B									5-B	7-B				I	I	
32	0000900	クロキナメイワ橋	新明町重徳線支線1号	不明	2.56	6.53	1.10	単純RC床版橋	床版橋	地上	11-B、23-B			6-B						7-B、23-B					I	I	
33	0000920	深田2号橋	深田瀬中線	不明	3.46	14.69	1.10	ボックスカルバート	溝橋	地上															I	I	
34	0000960	寿橋	栄町長者町線支線1号	不明	3.37	5.61	0.90	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	7-C2、8-B、11-A、23-B									5-A	23-B	14-M			III	III	床版下面に大規模な鉄筋露出
35	0000970	弁天横橋	寺前深田線支線3号	不明	3.48	3.79	0.80	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	7-C1									23-B	7-A、23-B				II	II	
36	0000980	弁天横橋2号	寺前深田線支線4号	不明	3.17	13.08	0.70	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ				6-B、8-B						5-B	15-B				I	I	
37	0000990	厚原橋	城山厚原線	不明	2.20	5.00	0.80	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	12-B、23-B										23-B				I	I	
38	0001010	富士見横丁橋	下谷家中川通り線支線1号	不明	3.79	3.27	1.00	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ											14-B、15-B				I	I	
39	0001020	石橋	栄町四日市場線	不明	4.11	3.25	1.00	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	7-B									7-B	15-B				I	I	
40	0001030	源生橋	下谷家中川通り線	不明	4.48	2.10	1.00	単純鋼床版H桁橋	桁橋	地上					24-M					1-B、5-B	1-C1、5-B	14-M			II	II	
41	0002320	上町家中3号橋	上谷家中川通り線支線4号	不明	3.10	8.60	1.30	ボックスカルバート	溝橋	地上															I	I	追加:初回点検
42	0002330	田原橋2号	都留文科大学駅前通り線	不明	3.90	7.70	2.00	ボックスカルバート	溝橋	梯子															I	I	追加:初回点検
43	0002340	田原橋3号	都留文科大学駅前通り線支線3号	不明	3.90	12.00	2.00	ボックスカルバート	溝橋	梯子															I	I	追加:初回点検
44	0002350	田原橋4号	都留文科大学駅前通り線支線3号	不明	4.21	10.00	2.00	ボックスカルバート	溝橋	梯子											6-B、8-B、23-B				I	I	追加:初回点検

※1:表-1に記載の対策区分と表-2に記載の損傷の種類番号で表記。【例】5-C1は、『防食機能の劣化-予防保全の観点から速やかに補修を行う必要がある』ことを示す。

表-1 対策区分の判定区分

対策区分	判定の内容
A	点検の結果から損傷は認められないか損傷が軽微で補修を行う必要がない。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
C1	予防保全の観点から、速やかに補修を行う必要がある。
C2	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S1	詳細調査を行う必要がある。
S2	追跡調査の必要がある。

表-2 損傷の種類

番号	損傷名	番号	損傷名
1	腐食	14	路面の凹凸
2	亀裂	15	舗装の異常
3	ゆるみ・脱落	16	支承の機能障害
4	破断	17	その他
5	防食機能の劣化	18	定着部の異常
6	ひびわれ	19	変色・劣化
7	剥離・鉄筋露出	20	漏水・滞水
8	漏水・遊離石灰	21	異常な音・振動
9	抜け落ち	22	異常なたわみ
10	コンクリート補強材の損傷	23	変形・欠損
11	床版ひびわれ	24	土砂詰り
12	うき	25	沈下・移動・傾斜
13	遊間異常	26	洗掘

・鋼:オレンジ色の網掛、コンクリート:灰色の網掛、共通:紫色の網掛、その他:網掛なしで示す。

表-3 判定区分(健全性の診断)

区分	健全	定義
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態。
III	早期処置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

表-4 健全性の診断と対策区分との一般的な対応※2

区分	健全	対策区分	橋梁数
I	健全	A、B	33
II	予防保全段階	C1、M	10
III	早期処置段階	C2	1
IV	緊急措置段階	E1、E2	0

計 44 橋

※2 健全性の診断と対策区分の判定は、あくまでそれぞれの定義に基づいて独立して行うことが原則であるが、一般的な対応を示している。

令和元年度 橋梁点検結果一覧表

管理番号	橋梁番号	橋梁名	路線名	架設年	橋長(m)	幅員(m)	桁下高さ(m)	橋梁形式	橋梁種別	調査方法	損傷状況※1															健全性の診断		備考
											主要部材						二次部材									部材毎最大(判定区分)	橋梁毎※3(判定区分)	
											床版	主桁(主構)	主桁以外	下部工	支承	落橋防止	防護柵・高欄	地覆・縁石	舗装	伸縮装置	照明	排水施設	その他					
1	00000070	久保坂2号橋	五ヶ堰線	不明	3.51	20.06	1.15~0.85	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	7-B、23-B			23-B			5-B、23-B	23-B						I	I			
2	00000080	久保坂3号橋	五ヶ堰線	不明	4.31	8.00	1.40	単純RC床版橋	床版橋	地上	7-B、23-B			23-B			5-B、23-B		17-M					II	I	17その他(路面土砂堆積)		
3	00000090	花咲橋	側道川茂小形山線	不明	2.43	3.02	0.4~0.6	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ									17-M					II	I	17その他(路面土砂堆積)		
4	00000120	瑞雲橋	瑞雲寺線	不明	3.80	4.36	1.00	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	7-C1			7-B、23-B				7-A	15-B					II	II			
5	00000180	中谷橋	川茂堀ノ内線	不明	3.69	8.88	1.80	単純RC床版橋	床版橋	地上	20-B、23-B			6-C1、7-B、8-B、17-B、23-B				23-B						II	II	17その他(根株の露出)		
6	00000190	中谷2号橋	川茂堀ノ内線支線3号	不明	2.10	9.43	1.30	ボックスカルバート	溝橋	地上	8-B、11-B			6-C1		5-A、17-B	6-B、8-B、23-M							II	II	17その他(不法占拠)		
7	00000330	菅野小橋	菅野日影線	不明	2.59	5.16	0.80	単純RC床版橋	床版橋	地上	23-B			23-B			23-B	15-B、17-M						II	I	17その他(路面土砂堆積)		
8	00000340	井倉環状1号橋	井倉環状線	不明	2.20	4.95	0.70	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	7-C1、23-B			23-B		5-A	23-B	17-M						II	II	17その他(路面土砂堆積)		
9	00000410	樋の口2号橋	馬場中道線	不明	4.93	4.86	3.30	単純RC床版橋	床版橋	梯子				23-B		1-B、3-M、5-B、23-B	6-A、7-B、8-B	14-M						II	I			
10	00000420	鈴山2号橋	虻ノ宮線	不明	2.20	4.52	2.30	単純RC床版橋	床版橋	梯子	7-B、23-B					5-A								I	I			
11	00000430	鈴山3号橋	虻ノ宮線	不明	2.25	4.53	2.20	単純RC床版橋	床版橋	梯子	7-C1、11-A			26-B										II	II			
12	00000450	上手2号橋	上手環状線	不明	4.00	4.00	2.00	単純鋼床版橋	床版橋	地上				6-C1、23-C1		5-B、23-B	12-B							II	II			
13	00000530	けいごや2号橋	高畑三ツ峠線	不明	4.06	4.20	1.40	単純RC床版橋	床版橋	地上	7-A、8-B、11-B、23-B			23-B			5-A		17-M					II	I	17その他(路面土砂堆積)		
14	00000540	高畑1号橋	高畑三ツ峠線	不明	3.54	3.88	0.6~1.5	単純RC床版橋	床版橋	地上	7-B、12-B							23-B	14-B、17-M					II	I	17その他(路面土砂堆積)		
15	00000550	高畑2号橋	高畑三ツ峠線	不明	4.12	3.98	1.50	単純RC床版橋	床版橋	地上	23-B							23-B	17-M					II	I	17その他(路面土砂堆積)		
16	00000560	高畑3号橋	高畑三ツ峠線	不明	4.06	3.92	1.60	単純RC床版橋	床版橋	地上	7-B							23-B	14-B、17-M					II	I	17その他(路面土砂堆積)		
17	00000570	高畑3号橋2号	高畑三ツ峠線	不明	4.10	3.90	1.60	単純RC床版橋	床版橋	地上	7-B、12-B							23-B	17-M					II	I	17その他(路面土砂堆積)		
18	00000600	剣橋2号	大野線	不明	4.11	4.60	2.00	単純RC床版橋	床版橋	地上	17-B			23-B			5-B、23-B	7-B	15-B					I	I	17その他(落書き)		
19	00000660	大幡2号橋	八ツ口馬塚線	不明	3.58	2.90	1.00	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	7-B			6-B、8-B										I	I			
20	00000760	ヨイチボリ橋	院辺羽根子線	不明	4.94	4.46	2.40	単純RC床版橋	床版橋	梯子		5-B							14-B					I	I			
21	00000770	柿沢橋	院辺羽根子線	不明	2.65	4.69	2.00	単純RC床版橋	床版橋	梯子	12-B、23-B						23-B							I	I			
22	00000780	生出橋	生出中学校線	不明	2.88	4.30	0.60	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	7-B、23-B							7-A	14-B					I	I			
23	00000790	生出2号橋	四日市場キツネ森線	不明	2.35	1.90	0.70	単純RC床版橋	床版橋	地上								23-B	14-M					II	I			
24	00000800	赤坂橋	栄町四日市場線	不明	3.50	6.37	0.60	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ				6-B、8-B				7-B、23-B	17-B、20-B					I	I	17その他(目地材などのずれ、脱落)		
25	00000810	火見橋	赤坂線	不明	2.40	2.50	0.90	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	8-B、11-A			6-B、7-B、9-B、23-B				15-B						I	I			
26	00000820	小倉橋	小倉線	不明	3.60	3.98	1.70	ボックスカルバート	溝橋	地上	11-B						5-A、23-B		14-B					I	I			
27	00000830	小倉2号橋	小倉線	不明	3.48	4.98	1.60	単純RC床版橋	床版橋	地上	11-C1			23-B										II	II			
28	00000860	新明2号橋	長者町蛇沢線	不明	2.26	4.68	0.60	単純RC床版橋(鋼板型枠)	床版橋	ホールカメラ	1-C1、5-C1、8-B			6-B	23-B									II	II			
29	00000870	徳重橋	道生堀堀ノ鼻線	不明	3.58	4.16	0.60	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	23-B							23-B	15-B、17-B、17-B					I	I	17その他(路面土砂堆積、舗装の摩耗)		
30	00000880	道生橋1号	道生堀重徳線	不明	3.80	4.20	0.70	ボックスカルバート(2連)	溝橋	ホールカメラ	8-B、11-A								14-B					I	I			
31	00000890	道生橋2号	道生堀重徳線	不明	3.22	5.76	0.60	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	12-B					5-B	7-B							I	I			
32	00000900	クロキナマイワ橋	新明町重徳線支線1号	不明	2.56	6.53	1.10	単純RC床版橋	床版橋	地上	11-B、23-B			6-B				7-B、23-B						I	I			
33	00000920	深田2号橋	深田瀬中線	不明	3.46	14.69	1.10	ボックスカルバート	溝橋	地上								8-B						I	I			
34	00000960	寿橋	栄町長者町線支線1号	不明	3.37	5.61	0.90	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	7-C2、8-B、11-A、23-B			23-B		5-A	23-B	14-M						III	III	床版下面に大規模な鉄筋露出		
35	00000970	弁天横橋	寺前深田線支線3号	不明	3.48	3.79	0.80	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	7-C1			23-B				7-A、23-B						II	II			
36	00000980	弁天横橋2号	寺前深田線支線4号	不明	3.17	13.08	0.70	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ				6-B、8-B		5-B		15-B						I	I			
37	00000990	厚原橋	城山厚原線	不明	2.20	5.00	0.80	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	12-B、23-B							23-B						I	I			
38	00001010	富士見横丁橋	下谷家中川通り線支線1号	不明	3.79	3.27	1.00	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ									14-B、15-B					I	I			
39	00001020	石橋	栄町四日市場線	不明	4.11	3.25	1.00	単純RC床版橋	床版橋	ホールカメラ	7-B							7-B	15-B					I	I			
40	00001030	源生橋	下谷家中川通り線	不明	4.48	2.10	1.00	単純鋼床版H桁橋	桁橋	地上				24-M			1-B、5-B	1-C1、5-B	14-M					II	II			
41	00002290	上町家中3号橋	上谷家中川通り線支線4号	不明	3.10	8.60	1.30	ボックスカルバート	溝橋	地上														I	I	追加:初回点検		
42	00002300	田原橋2号	都留文科大学駅前通り線	不明	3.90	7.70	2.00	ボックスカルバート	溝橋	梯子														I	I	追加:初回点検		
43	00002310	田原橋3号	都留文科大学駅前通り線支線3号	不明	3.90	12.00	2.00	ボックスカルバート	溝橋	梯子														I	I	追加:初回点検		
44	00002320	田原橋4号	都留文科大学駅前通り線支線3号	不明	4.21	10.00	2.00	ボックスカルバート	溝橋	梯子									6-B、8-B、23-B					I	I	追加:初回点検		

※1:表-1に記載の対策区分と表-2に記載の損傷の種類番号で表記。【例】5-C1は、『防食機能の劣化-予防保全の観点から速やかに補修を行う必要がある』ことを示す。

表-1 対策区分の判定区分

対策区分	判定の内容
A	点検の結果から損傷は認められないか損傷が軽微で補修を行う必要がない。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
C1	予防保全の観点から、速やかに補修を行う必要がある。
C2	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S1	詳細調査を行う必要がある。
S2	追跡調査の必要がある。

表-2 損傷の種類

番号	損傷名	番号	損傷名
1	腐食	14	路面の凹凸
2	亀裂	15	舗装の異常
3	ゆるみ・脱落	16	支承の機能障害
4	破断	17	その他
5	防食機能の劣化	18	定着部の異常
6	ひびわれ	19	変色・劣化
7	剥離・鉄筋露出	20	漏水・滞水
8	漏水・遊離石灰	21	異常な音・振動
9	抜け落ち	22	異常なたわみ
10	コンクリート補強材の損傷	23	変形・欠損
11	床版ひびわれ	24	土砂詰り
12	うき	25	沈下・移動・傾斜
13	遊間異常	26	洗掘

・網:オレンジ色の網掛:コンクリート;灰色の網掛、共通:紫色の網掛、その他:網掛なしで示す。

表-3 判定区分(健全性の診断)

区分	健全	定義
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態。
III	早期処置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

表-4 健全性の診断と対策区分との一般的な対応※2

区分	健全	対策区分	橋梁数
I	健全	A、B	33
II	予防保全段階	C1、M	10
III	早期処置段階	C2	1
IV	緊急措置段階	E1、E2	0

計 44 橋

※2 健全性の診断と対策区分の判定は、あくまでそれぞれの定義に基づいて独立して行うことが原則であるが、一般的な対応を示している。